国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年1月30日

大臣指示

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況、及び、我が国において、ヒトからヒトへの感染が認められた状況に鑑み、感染拡大の防止に全力を尽くすため、関係省庁と連携し、以下の事項に取り組むことを指示する。

- 1. 海外の邦人の安全を確保するため政府が行う退避措置に対し、特に以下の点について最大限の対応を行うこと。
 - ① 帰国のためのチャーター機の確保
 - ② 帰国された方々の検査に伴う宿泊先の確保
 - ③ 帰国された方々の移動手段の確保
- 2. 検疫当局と密接に連携し、水際対策をなお一層徹底すること。
- 3. 感染予防対策の周知、体調不良時における医療機関受診の勧奨など、訪日外国人旅行者の健康確保を一層徹底すること。
- 4. 関係事業者における感染予防対策を要請すること。
- 5. 観光面を中心に、経済的な影響について、その動向の把握を行うこと。